



県章

# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月 2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*61 和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (税務課)

## 規 則

### 和歌山県規則第61号

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成20年7月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例(平成20年和歌山県条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第4条の規定により課税免除の申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。

(通知手続)

第3条 県税事務所の長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、別記第2号様式による通知書により承認又は不承認の通知をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

同意集積区域における

税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は法人名 \_\_\_\_\_ 印

法人の場合は代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

和歌山県同意集積区域における県税の特別措置に関する条例第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

新設又は 増設した 家屋等	取得年月日	事業の用に供した 年月日	取得価額	床面積
	年 月 日	年 月 日	円	m <sup>2</sup>
	年 月 日	年 月 日	円	m <sup>2</sup>
	年 月 日	年 月 日	円	m <sup>2</sup>
計			円	m <sup>2</sup>
同上家屋 等の敷地 である土 地	取得年月日	家屋着工 (取得) 年月日	所在地	面積
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>
	年 月 日	年 月 日		m <sup>2</sup>
計				m <sup>2</sup>
事業の属する業種名				
企業立地計画承認日	年 月 日			
設置した対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額				
種 類	取得価額			
家 屋	円			
構 築 物	円			
上記家屋又は構築物の敷地である土地	円			
合 計	円			

## 備考

- 1 「新設又は増設した家屋等」のそれぞれの欄及び「同上家屋等の敷地である土地」のそれぞれの欄について、記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、明細は当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 2 「事業の用に供した年月日」の欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、未だ事業の用に供されない場合にあつては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
  - (2) 事業所位置図
  - (3) 事業所内配置図
  - (4) 事業用建物の各階平面図
  - (5) 設備配置図
  - (6) 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
  - (7) その他県税事務所長が必要と認めた書類

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

(その 1)

同意集積地域における

税課税免除通知書

新(増)設 事業所		所在地 名称				
不取 動得 産税	区分	年度	納税通知書番号	納付すべき税額	課税免除をする税額	差引納付すべき税額
	家屋			円	円	円
	土地			円	円	円
県固定 資産税		年度	納税通知書番号	納付すべき税額	課税免除をする税額	差引納付すべき税額
				円	円	円

年 月 日付けで申請のあった(決定した) 税  
課税免除については、上記のとおり決定(変更)したので、通知します。

年 月 日

県税事務所長 印

様

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して6.0日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

(その 2)

同意集積地域における

税課税免除不承認通知書

新(増)設 事業所	所在地		
	名称		
税目	税	納税通知書番号	
年度又は事業年度(年)			
<p>年 月 日付けで申請のあった 税課税免除については、下記理由により不承認としたので和歌山県同意集積地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第 号)第3条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
理由			
お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		